

最高裁判例に観る情況証拠論：情況証拠による刑事 事実認定論（3）

豊崎，七絵
九州大学大学院法学研究院：准教授

<https://doi.org/10.15017/20588>

出版情報：法政研究. 78 (3), pp.363-392, 2011-12-20. Hosei Gakkai (Institute for Law and Politics) Kyushu University

バージョン：

権利関係：

最高裁判例に観る情況証拠論

——情況証拠による刑事事実認定論(3)——

豊崎七絵

序 問題関心と分析視角

I 従来の最高裁判例の意義

1 昭四五最二小判

2 昭四八最一小判

3 両判決の整合性

II 平二二最三小判の意義

1 問題の所在

2 平一七大阪地判

3 平二二最三小判

補論 平一九最一小決と平二二最三小判の射程

結びに代えて

論 説

序 問題関心と分析視角

1 前稿「間接事実の証明と総合評価^①」ならびに「間接事実の証明・レベルと推認の規制^②」は、情況証拠による事実認定に関する諸問題の中でも、主要事実を推認させる方向での間接事実（以下、間接事実という）の立証の程度、レベル、そして総合評価に関する問題について論じるものであった。その眼目は、互いに有機的に関連する、次の三点である。

第一に、当該間接事実が合理的疑いを容れない程に証明されない限り、要証事実——主要事実、もしくは当該間接事実より一つ上位の間接事実——に対する、その推認力が考慮される余地はなく、詰まるところ「疑わしきは被告人の利益に」の原則（以下、利益原則という）が適用されるということである。同じことは、要証事実が複数の間接事実からの推認すなわち総合評価によって立証される場合であっても該当する。すなわち間接事実は、自身が総合評価に参加する前に、合理的疑いを容れない程に証明されなければならない。この証明が果たされなければ利益原則が適用される。

第二に、当該間接事実が主要事実を直接推認させる第一次間接事実か、それとも直接的には第一次間接事実を推認させ、この事実を媒介にして主要事実を間接的に推認させる第二次間接事実かといった、間接事実のレベルを明確にすることによって、例えば当該事実が第二次間接事実である場合、この事実から直に主要事実への推認の是非を問う手法は、第一次間接事実の立証を省いている点で、推認の飛躍であると同時に、「間接事実が合理的疑いを容れない程に証明されなければならない」ことに反するから許されないということである。

なお当該事実が第一次間接事実か否かは「主要事実を直接推認させる（当該事実と主要事実との間に介在する事実はない）」か否かという基準によって決せられるのであるから、実際の有罪立証ないし判決における位置付けとは異なることがある。つまり実際の有罪立証ないし判決において、当該事実が恰も第一次間接事実であるかの如く位置付けられ

ているものの、真正の第一次間接事実ではなく、本来は第二次以下の間接事実にすぎない場合がありうることに注意しなければならない。

第三に、この間接事実のレベルの明確化に連動するものとして、総合評価は要証事実——主要事実ならびに間接事実——毎に区別されなければならないことである。実際の事実認定において、主要事実は複数の間接事実による総合評価によって認定されるのが一般的であるが、この主要事実を認定するための総合評価に、第一次間接事実より下位の間接事実が、恰も第一次間接事実であるかの如く混在されることがある。しかし間接事実のレベルの明確化に伴い、要証事実を認定するための総合評価は、当該事実より一つ下位の間接事実によって構成されなければならないこととなる。従って主要事実を認定するための総合評価は、もっぱら第一次間接事実によって構成されなければならない。そうであるのに、この総合評価に第二次以下の間接事実が混在しているならば、第一次間接事実の立証が省かれていた点で、推認の飛躍であると同時に、「間接事実は合理的疑いを容れない程に証明されなければならない」ことに反するから許されない。

2 このように間接事実のレベルを明確化し、このレベルを指標として、要証事実の立証を、総合評価を要する場合も含め、分析的・客観的に行うことによつて、推認のプロセスもより、分析的・客観的なそれになるはずである。

確かに、当該間接事実から主要事実に至る迄に立証されなければならない全てのレベルの間接事実を顕在化し尽くしたとしても、事実から事実への推認がある以上、間接事実の推認力あるいは総合評価を構成する間接事実群の推認力を直に評価しなければならない局面は残る。かかる限界を踏まえた上で、しかし間接事実のレベルは、それが間接事実の推認力を直接表す訳ではないという意味では相対的な指標であるとしても、より下位の間接事実になればなる程、推認力もより弱まるのは確かであるという意味では歴とした指標でもあるから、これを明確化することによって安易な推認を抑制することはできよう。また間接事実のレベルの明確化は、間接事実の推認力の直接的評価に比べても、共通認識

を確立し易い。

間接事実のレベルの明確化は、本来のレベルより上位に位置付けられた間接事実を本来のレベルに位置付け直すことによって、果たされるべき間接事実の立証が欠落していることを浮彫にし、欠落自体を以て、それ以上の推認は最早許されないことを意味する。例えばaという立証された事実が第二次間接事実にすぎず、その上位にある第一次間接事実Aの立証が欠落している場合、そのことを以て、主要事実への推認は最早許されない。つまりaについては、主要事実に対する推認力の程度を問う迄もなく、まして主要事実とは異なる無罪仮説（アナザー・ストーリー）を推認させる可能性があるか否かを問う迄もなく、切り捨てなければならぬ。このことは、検察官や事実認定者にとっては則るべき採証法則を意味すると同時に、被告人にとっても防禦の指針となりうる。つまり、なるほどaという第二次間接事実について、無罪仮説を提示するという防禦手段を選択することも不可能ではなく、それが成功すれば端的にaの推認力の弱さを示し得る一方、実際には無罪仮説の成否が争われ、また人によって評価を異にするため、成功するとは限らない。その失敗を被告人の不利益に解しないことにしても、そもそも無罪仮説の提示自体が、無罪を推定される地位にあり黙秘権もある被告人にとっては負担が大きい。そうであるならば、少なくとも、いきなり無罪仮説の提示という防禦手段に携わるのではなく、先ずは間接事実のレベルの位置付けを争う——検察官の立証ないし有罪判決において恰も第一次間接事実の如く位置付けられている事実は、本来それより下位の間接事実にすぎないから、主要事実推認の基礎にすることはできない——ことが重要であろう。

3 このような間接事実の立証の程度、レベル、そして総合評価に関する問題について、裁判実務家はどのように考えているのであろうか。これについては、裁判官（当時）の木谷明による次の指摘が興味深い。

情況証拠による有罪の認定は、個々具体的な多くの事実を総合して、中間命題となるべき事実……を推認し、更に

これらの事実を総合して、犯人と被告人との同一性という基本命題を推認しようとするものであり、事柄の性質上、推認に推認を重ねるといふ複雑な思考過程をたどるものである。中間命題を前提とする基本命題の推認についても、困難な問題があるが、より問題となるのは、具体的事実の積重ねによる中間命題の推認の可否であろう。

此処にいう「中間命題となるべき事実」とは、文脈上、第一次間接事実であることが推察され、また「個々具体的な多くの事実」とはそれより下位の間接事実であることは確かである。この指摘は、要するに、第一次間接事実群による総合評価によって犯人と被告人との同一性という主要事実を認定しうるか否かという点についても困難な問題があるものの、しかし、（第一次間接事実より）下位の間接事実群による総合評価によって第一次間接事実を認定しうるか否かという点が「より問題となる」というものである。

本稿の問題関心との関係で注目されるのは、この指摘が、第一次間接事実を認定するための総合評価と主要事実を認定するための総合評価との区別を前提とした上で、主要事実の認定の可否以前に第一次間接事実の認定の可否が問題になる、しかも、より問題になると明言していることである。更に木谷は「第一次間接事実の立証も、合理的疑いを超えてされる必要がある、という見解」について「正当」とも評価しており、本稿の考え方と同じ流れにあるようにみえる。⁵⁾

4 もつとも前稿において指摘したように、従来の裁判実務における有力な流れは、むしろ、第一次間接事実が合理的疑いを容れない程に証明されない場合であっても、これを切り捨てることなく、主要事実を認定するための総合評価に参加させることを前提としてきた。⁶⁾しかし、大阪母子殺人放火事件に係る最三小判二〇一〇（平成二二）年四月二七日刑集六四卷三号二三三頁（原判決〔死刑〕）及び第一審判決〔無期懲役刑〕破棄差戻し。以下、平二二最三小判といふ）は、後に検討するように、かかる有力な流れと対抗するものであるようにみえる。

この平二二最三小判も含め、近時、被告人と犯行との結び付きが最大の争点であるところ、直接証拠は一切なく、

もっぱら情況証拠による証明の成否が問われた事件について、最高裁の判断及び説示が注目されている。すなわちT A T P殺人事件に係る最一小決二〇〇七(平成一九)年一〇月一六日刑集六一巻七号六七七頁(上告棄却〔無期懲役刑確定〕)。以下、平一九最一小決という)、和歌山カレー事件に係る最三小判二〇〇九(平成二一)年四月二一日判時二〇四三号一五三頁・判タ一二九七号一二七頁(上告棄却〔死刑確定〕)。以下、平二一最三小判という)、そして平二二最三小判である。

もつとも最高裁は既に、仁保事件に係る最二小判一九七〇(昭和四五)年七月三一日刑集二四巻八号五九七頁(原判決〔死刑〕破棄差戻し。以下、昭四五最二小判という)、そして長坂町放火事件(甲府放火事件)に係る最一小判一九七三(昭和四八)年一二月一三日判時七二五号一〇四頁(原判決破棄自判〔無罪確定〕)。以下、昭四八最一小判という)において、比較的詳細な説示を施していた。それにも拘わらず、最高裁が近時、一連の判決・決定において改めて説示するに至ったのは、とりわけ裁判員制度の施行にあたり、より明確な指針を与えるためであるようにみえる。

これら一連の最高裁判例の蓄積から、なお不明確な点や今後の展開による動的な所が残るとしても、一定の体系を備えた、情況証拠による事実認定論を抽出することはできるであろうか。勿論、一口に情況証拠による事実認定論といっても、そこで考察されるべき課題は多い。そこで本稿は、冒頭で述べた、間接事実の立証の程度、レベル、そして総合評価に関する問題を中心に、一連の最高裁判例の意義を読み解く作業を行うものである。従って本稿による読み解きは、当該判例の意義を網羅するものではないことを、予め断っておく。

I 従来の最高裁判例の意義

1 昭四五最二小判

最高裁は、近時の判例に先立つ昭四五最二小判と昭四八最一小判を通して、間接事実の立証の程度、レベル、そして総合評価に関する問題について、踏み込んだ事実認定論を展開してきたと読み解くことができる。具体的には、次の通りである。

先ず昭四五最二小判について。此処で問題となった仁保事件とは、山口県下の仁保地区（現在は山口市に編入）内の被害者方で家族六名全員を殺害し、金品を強取したとの強盗殺人被告事件である。被告人と犯行とを結び付ける客観的証拠はなく、捜査段階における自白の任意性、信用性が重要な論点であったところ、本稿の問題関心との関係で参照すべき説示は次の通りである。すなわち原判決が、多くの間接事実、補助事実を認定、挙示し、自白の内容がそれらと符合するから自白の信用性に疑いはないとし、また、犯行を否定する被告人の弁解を排斥したのに対し、昭四五最二小判は、そのうち最も重要なものとして六つの事実を挙げた上で、次のように判示した。

もしこれらの事実を積極に認定しようとするならば、その証明は、高度に確実で、合理的な疑いを容れない程度に達していなければならないと解すべきである。ただし、これらの事実は、上述のごとく、被告人と犯行との結びつき、換言すれば被告人の罪責の有無について、直接に、少なくとも極めて密接に関連するからである。なおまた、上記一、ないし六、（先の六つの事実のこと——引用者注）は、おのおの独立した事実であるから、必ずしも相互補完の関係には立たず、そのひとつひとつが確実でないかぎり、これを総合しても、有罪の判断の資料となしえな

いことはいうまでもない。

すなわち昭四五最二小判の意義は、間接事実（自白の信用性を裏付ける補助事実も同様）は、自らが総合評価に参加する前の段階で、「確実」なものとして合理的疑いを容れない程に証明されなければならないというものである。この要求は、主要事実が被告人と犯行との結び付きである場合に限定されず、主要事実が「被告人の罪責」である場合に、これを推認させる方向での間接事実全てに及ぶと解される。

2 昭四八最一小判

(1) 次に昭四八最一小判について。此处で問題となった長坂町放火事件（甲府放火事件）とは、山梨県下の長坂町（現在は北杜市に編入）内の被告人方にある物置内で火を放ち、天井の一部を焼燬したとの現住建造物等放火被告事件である。被告人は捜査・公判を通じ一貫して否認したため、もっぱら情況証拠によって被告人と犯行との結び付きが立証されうるか否かが問われたところ、本稿の問題関心との関係で参照すべき説示は、次の通りである。

原判決が挙示するもろもろの間接事実とは……これを総合しても被告人の犯罪事実を認定するには、なお、相当程度の疑問が残されているのである。換言すれば、被告人が争わない前記間接事実をそのままうけいれるとしても、証明力が薄いかまたは十分でない情況証拠を量的に積み重ねるだけであって、それによってその証明力が質的に増大するものではないのであるから、起訴にかかる犯罪事実と被告人との結びつきは、いまだ十分であるとすることはできず、被告人を本件放火の犯人と断定する推断の過程には合理性を欠くものがあるといわなければならない。

此処で先ず以て問題とされているのは、①各間接事実の推認力の弱さ（「証明力が薄いかまたは十分でない情況証拠」）である。その上で、②このような推認力の弱い間接事実を多数集積して総合評価したとしても（「量的に積み重ねる」）、③主要事実（「犯罪事実と被告人との結びつき」）の証明に十分といえるほど「証明力が質的に増大するものではない」とされる。そうすると、この説示は、主要事実を認定するための総合評価に入った後の評価方法について積極的に論及するものというより、むしろ各間接事実の推認力について、その強弱をおのおのの評価した上で、推認力が弱い事実についてはそもそも総合評価しても主要事実の立証に貢献する余地はないという趣旨であると解される。

仮にそうであるとしても、どのようにして推認力の強弱を判別するのかが次に問題となる。この点、木谷明は、昭四五最二小判と同様、「確実であるとはいえない情況証拠をいくら積み上げても、被告人を犯人と断定することができないことは、甲府放火事件判決（昭四八最一小判のこと——引用者注）においても明言されている」とする。もつとも昭四八最一小判の説示には、昭四五最二小判と異なり、間接事実が「確実」なものとして合理的疑いを容れない程に証明されなければならない旨の明示的な記述がないことは、先の引用の通りである。

しかし本稿は、木谷と同様、昭四八最一小判は、間接事実が、その推認力が弱いとして総合評価から除外されないためには、少なくとも、当該事実が、主要事実を認定するための総合評価に参加する前に、合理的疑いを容れない程に証明されていることを要求するものと解する。但し、もつぱら合理的疑いを容れない程の立証を要求するだけで、かかる立証の対象となる事実については、第一次間接事実でなくてもよいということになると、間接事実のレベルが下がるに連れてその推認力も弱くなり、突き詰めれば推認力が弱い事実しかないという事態に陥ってしまう。かかる問題意識を以て、改めて昭四八最一小判を具体的に検討してみるならば、同判決の意義として、少なくとも、合理的疑いを容れない程に証明された第一次間接事実でなければ、主要事実を認定するための総合評価に参加できないということを導き出しうる。その詳細は、次の通りである。

(2) 本件の原判決は、先ず具体的な「もろもろの間接事実」を認定し、次にこれらを総合して④本件放火の犯人は被告人方内部の者である、⑤出火当時、被告人方にいた他の者については犯行の嫌疑が認められない、⑥被告人には放火の動機があるという各間接事実を推認（認定）し、そして④⑤⑥及び「被告人を犯人と疑うべき事情」（これは「もろもろの間接事実」の中でも④⑤⑥を推認させる関係にはない事情のこと）を総合して被告人を犯人であると断定した。「もろもろの間接事実」とは、例えば④を推認させる関係にあるものとして、被告人方の施錠に関する一連の事実が挙げられる。これらの事実から推認された④⑤⑥のうち、④と⑤は両々相俟って被告人にしか犯行の機会はないという意味を有するもので、動機が存在を認める⑥とともに、第一次間接事実として位置付けることができる。このことは、「もろもろの間接事実」が第一次間接事実より下位の間接事実であることも意味する。

また「被告人を犯人と疑うべき事情」とは、いずれも被告人が、火災前日頃着物を弟方に預けたという事実、出火当時セーターやズボン等を着用しマスクをかけて就寝していたという事実、火災発見時に「物置の方が燃えている。見てみる。」と長男に言ったという事実、そして率先して消火に従事していないという事実である。これらは、前三者の事実については犯行の意図を、最後の事実については有罪の意識を、それぞれ推認させると評価することによつてはじめて「被告人を犯人と疑うべき事情」と位置付けられよう。故に、これらの事実自体は、厳密に言えば第一次間接事実ではないけれども、それらが「被告人を犯人と疑うべき事情」としてカテゴリーされていることに照らせば、実質上、犯行の意図や有罪の意識という第一次間接事実を推認できることが前提とされているはずである。

かかる原判決に対し、昭四八最一小判は、「原判決が挙示するもろもろの間接事実」について「そのままうけいれる」としても、これらの間接事実から更に④⑤が推認できるとされる点については疑問が残り、また「被告人を犯人と疑うべき事情」と評価することもできないとして、結局、⑥の認定についてのみ原判決を支持した。つまり昭四八最一小判が「そのままうけいれる」とした事実は、⑥を含め、いずれも第一次間接事実より下位の間接事実しか残っていない。

そうすると同判決のいう「証明力が薄いかまたは十分でない情況証拠」とは、なるほど推認力の弱い事実のことであるが、具体的には、少なくとも、第一次間接事実より下位の間接事実を含むといえよう。そして同判決が、このような事実を「量的に積み重ね」たところで「証明力が質的に増大するものではない」から被告人と犯行との結び付きは「十分である」とすることはでき（ない）¹⁰というのは、前述(1)で確認した通り、実質的には、このような事実が主要事実を認定するための総合評価に参加する価値あるいは資格を否定するものである。言い換えると、少なくとも、合理的疑いを容れない程に証明された第一次間接事実でなければ、主要事実を認定するための総合評価に参加できないということである。

3 二判決の整合性

(1) 以上検討してきた通り、昭四五最二小判と昭四八最一小判は、間接事実の立証の程度、そして間接事実の立証と総合評価との関係について、踏み込んだ事実認定論を展開している。

もともと間接事実のレベルに関する次の点については、二判決の整合性を、改めて確認しておく必要がある。すなわち昭四五最二小判が挙げる六つの事実のうち、例えば「一、被告人が、本件発生の時期の前後にわたり、当時の居住場所である大阪市内の天王寺公園にいなかった事実」や「二、被告人が、本件発生の日の数日前に、前記仁保近辺において、二人の知人に姿を見せた事実」は、犯行の機会に関する事実であるが、第一次間接事実より下位の事実といわざるを得ず、また犯行日時・場所との近接性に欠ける点でその推認力自体も強くない¹¹。それにも拘わらず、これらの事実が「被告人と犯行との結びつき……について、直接に、少なくとも極めて密接に関連する」ものとして、最終的に立証されるべき事実であると位置付けられたのは、直接証拠としての自白があり、これらの事実が「自白とあいまって、本件

犯行と被告人との結びつきを肯認するに足り(る)。(昭四五最二小判) 補助事実でもあったからであろう。

従って、自白(直接証拠)がある事案については、主要事実の認定にあたり、最終的に立証されるべき間接事実兼自白の信用性を裏付ける補助事実について、そのレベルは問われない——必ずしも第一次間接事実でなくてよい——のに対し(昭四五最二小判)、情況証拠しかない事案については、主要事実の認定にあたり、最終的に立証されるべきは第一次間接事実でなければならぬ(昭四八最一小判)と読み解くことによつて、両判決は整合しうる。

(2) 思うに、間接事実(自白の信用性を裏付ける補助事実も同様)それ自体の内容の正しさを確保するためには、他に自白が有るか無いかに関わらず、当該事実について合理的疑いを容れない程の証明を要するといわざるを得まい。その上で自白が有る場合、かかる事実については、自白の信用性を裏付けるか否かという補助事実としての役割が大きい。なるほど自白以外の間接証拠によつてどこまでの間接事実が認定されるかを見定め、その後自白の信用性の検討に入るという分析的客観的な事実認定の手法は、裁判実務に定着するとともに学説の支持も得ている⁹⁾。これは、自白(直接証拠)が有る場合であっても、間接事実の役割が重視されていることを意味するから、推認力が強くない間接事実ないし第一次間接事実より下位の間接事実しか認定され得ない場合、翻つて自白の信用性についての評価も慎重にならざるを得ないことにならう。しかし、自白の信用性が肯定され被告人と犯行との結び付きが認定されるにいたり、間接事実について相当強度の推認力があること——少なくとも第一次間接事実であること——は、なお必須の要件とはされてないのが現状である。それは、やはり、主要事実を直接証明する自白が有ることを理由とするものである。もつとも自白の信用性を間違ひなく裏付け、「自白とあいまつて、本件犯行と被告人との結びつきを肯認するに足り(る)」事実といひ得るには、それが、如何なるレベルの事実であろうとも、合理的疑いを容れない程に証明されなければならないことについては何の揺らぎもないはずである。その上で、昭四五最二小判については、むしろ、間接事実は自らが総合評価に参加する前に合理的疑いを容れない程に証明されなければならないという要求が、第一次間接事実に限定される

ものではなく、第二次以下の間接事実についても同様に当てはまることを意味するものと解されよう。

このようにして自白がある場合、補助証拠・補助事実としてであれ、間接証拠・間接事実としてであれ、かかる証拠・事実には自白偏重を規制する役割を与えることによって誤判防止が図られるのに対し、そもそも間接証拠・間接事実（情況証拠）しかない場合には、かかる証拠・事実それ自体の過大評価を規制することによって誤判防止が図られることになる。その規制の一つが、間接事実のレベルを明確化した上で、合理的疑いを容れない程に証明された第一次間接事実だけに、主要事実を認定するための総合評価に参加できる資格を与えることである。

II 平二二最三小判の意義

1 問題の所在

Iで論じてきた通り、昭四五最二小判は、間接事実（自白の信用性を裏付ける補助事実も同様）は自らが総合評価に参加する前に合理的疑いを容れない程に証明されなければならないことを要求するものであり、また昭四八最一小判は、情況証拠しかない事案において、間接事実が、主要事実を認定するための総合評価に参加させることができないう程、推認力が弱いとみなされないうためには、少なくとも、第一次間接事実として合理的疑いを容れない程に証明されなければならないことを要求するものであると解しうる。

もっともこのような判例の理解に対しては、昭四五最二小判が問題となつた六つの事実について「おのおの独立した事実であるから、必ずしも相互補完の関係には立たない」と述べていたことに着目して、「相互補完的な関係にある事実」は昭四五最二小判（及び昭四八最一小判）の射程外であるとの解釈が、裁判実務家によって有力に唱えられてき

た。¹⁰⁾しかし昭和四五最二小判は、あくまで六つの事実が「独立した事実」で「相互補完の関係」には立たないと述べているにすぎず、「相互補完的な関係にある事実」の存在を積極的に認めたり、このような事実であれば「確実」なものとして合理的疑いを容れない程に証明されていなくとも総合評価に参加してよいなどとは一切述べていない。

この「相互補完的な関係にある事実」をめぐっては「抽象的に論じてははじまらないので、今後の具体的事例の集積を待ちたい」¹¹⁾とも指摘されていたところ、これを具体的に扱う下級審の裁判例として大阪地判二〇〇五(平成一七)年八月三日判時一九三四号一四七頁(以下、平一七大阪地判という)が登場した。¹²⁾この平一七大阪地判は、平二二最三小判が原判決(死刑)とともに破棄した第一審判決(無期懲役刑)である。原判決は、弁護人の主張する事実誤認に対して被告人の司法警察員に対する供述調書の任意性判断を除いて第一審判決は概ね正当であるとして、事実認定については第一審判決を是認していた。従って平二二最三小判の意義を明らかにする上でも、同判決が破棄した平一七大阪地判の内容を把握しておくことは重要である。そこで以下、平二二最三小判の検討に先立ち、平一七大阪地判について具体的に検討する。

2 平一七大阪地判

(1) 此処で問題となった大阪母子殺人放火事件とは、大阪市平野区内のマンション内の居室で母子を殺害し、同居室内において火を放ち、同居室の壁面、天井等を焼損したとの殺人、現住建造物等放火被告事件である。被告人は捜査、公判を通じ一貫して否認し、直接的な目撃供述もなかったため、もっぱら情況証拠によって被告人と犯行との結び付きが立証されうるか否かが問われた。その第一審判決である平一七大阪地判は、被告人と犯行との結び付きを推認させるという各間接事実を認定した上で、被告人と犯行との結び付きを認定するための総合評価(同判決の「第一二」ま

め」において次のように説示して、「結局、被告人が本件各犯行を犯したことについて合理的な疑いをいれない程度に証明がなされている」とした。

これらの各事実はそれ自体が被告人が本件の犯人であることを推認させるものであるが、これらは別個独立のものとしてではなく、全体として考察すべきものであり、そのように見た場合、各事実は相互に関連し合ってその信用性を補強し合い、推認力を高めている

右の説示の意義について、平一七大阪地判が認定した間接事実に照らしながら具体的にパラフレーズしてみるならば、以下の通りである。

平一七大阪地判は、被告人と犯行との結び付きを認定するための総合評価に入る前に、各間接事実を認定する段階で、①被告人が事件当日に、犯行現場である居室が入っている本件マンションの敷地内に立ち入ったという事実や、②被告人に被害者を殺害する動機があったとまでいうことはできないにしても、被害者に対して怒りを爆発させてもおかしくはない状況があったという事実を認定している。此処で確認しておきたいのは、これらの事実が被告人と犯行との結び付きを直接推認させる第一次間接事実でないことである。何故なら、①と被告人と犯行との結び付きの間には、平二二最三小判に付された田端睦夫裁判官並びに近藤崇晴裁判官の補足意見も指摘する通り、被告人が犯行現場である居室を訪れたという事実、更に被告人がその室内に入ったという事実が少なくとも介在するし、②と被告人と犯行との結び付きの間には、被告人に被害者を殺害する動機があったという第一次間接事実が介在するからである。また同判決は、③事件当日の被告人と妻の連絡状況（被告人が被害者が死亡した可能性が高い時刻頃に携帯電話の電源を切っていたこと等）に関する事実を認定している。この事実が、仮に被告人の犯行の企図や犯行の機会に関する事実を推認させると

しても、まさにこのことから、この事実自体は第一次間接事実でないのは明らかである。さらに同判決は、④被告人の事件当日の行動について、特段の事情がないのに、被告人において合理的な説明ができていないという事実も認定している。しかし被告人において虚偽の説明をしていたという場合ですら、被告人の弁解の信用性を減殺させるに止めず、有罪の意識という第一次間接事実を推認させうる、独立した間接事実として位置付けることはできるか疑問であるところ、単に説明が不合理であることを以て、独立した間接事実と位置付けるのは一層疑わしく、少なくとも第一次間接事実足り得ないはずである。

このようにして平一七大阪地判は、右に挙げた事実以外のそれも含め、本来は第一次間接事実より下位の間接事実にすぎないものを、「これらの各事実はそれ自体が被告人が本件の犯人であることを推認させる」として、恰も被告人と犯行との結び付きを直接推認させる第一次間接事実の如く位置付けている。否、より実態に即していえば、同判決は間接事実のレベルという指標に欠けるが故に、もっぱら間接事実の推認力に直接アプローチした上で、同判決自身が「当該事実は被告人と犯行との結び付きを推認させる」と主観的に評価しさえすれば、当該事実は、恰も第一次間接事実であるかの如く、被告人と犯行との結び付きという主要事実を認定するための総合評価に参加させられるという構図である。

その上で、しかし何れの間接事実も単独では被告人と犯行との結び付きについて合理的疑いを容れない程の立証を可能にする迄の推認力はないところ、かかる立証を可能にするのが「各事実は相互に関連し合ってその信用性を補強し合っている、推認力を高めている」との手法であろう。例えば、平一七大阪地判は、各間接事実の総合評価において、①の事実と②の事実とを合わせることによって、「動機面」で「本件各犯行に及んでもおかしくない背景事情」を有していた「被告人が、事件当日、犯行現場に赴いたことは、被告人の犯人性を強く推認させる」と評価する。しかし此処では、被告人が本件マンションの敷地内に止まらず、文字通りの犯行現場である居室を訪れ、更にその室内に入ったという事

実の立証が飛ばされている。¹³⁾

なるほど、このような総合評価によって被告人と犯行との結び付きを認定したとすれば、被告人が犯行現場である居室を訪れ、更にその室内に入ったという事実の存在も前提としなければ辻褄が合わない。しかし仮にこのような理由を以て、これらの事実も合理的疑いを容れない程に立証されたことになるのであれば、これは、被告人と犯行との結び付きという主要事実から間接事実を逆推論するものに等しく、到底正当化されまい。

(2) また同判決は、先の説示に引き続き、次の通りに敷衍する。

とりわけ、本件事件に関わる主要な出来事と被告人の行動に関わる事柄を時系列で対比してみると……（被告人の行動に関わる事柄は——引用者注）本件各犯行の時間帯をほぼ含んでいることなどの諸点は極めて重要である。

此処で具体的に対比されているのは、一方が被害者の死亡推定時刻や放火がなされた時刻であり、他方が事件当日の被告人と妻の連絡状況（被告人が携帯電話の電源を切っていたこと等）に関する時間帯や被告人が当時使っていた車と同種・同色の車が本件マンション付近で目撃された時間帯である。平一七大阪地判の趣旨は、これらの被告人の行動に関わる事柄や時間帯が「相互に関連し合（う）」ことによって、被告人と犯行との結び付きが推認されるということであろうが、このような手法は、やはり、被告人が犯行現場である居室を訪れた事実、さらに被告人がその室内に入ったという事実という、順次立証されるべき間接事実について、その立証を飛ばすものである。

もつともこのような捉え方に対しては、次のような反論があるかもしれない。すなわち、なるほど平一七大阪地判は、形式的にみれば、主要事実を認定するための総合評価と間接事実を認定するための総合評価とを截然と区別していないものの、実質的にみれば、犯行時刻前後における被告人の一連の行動及びその時間帯に関する間接事実群が総合される

ことよって、被告人の所在に関する一連の間接事実も推認（立証）されている、と。

しかし平一七大阪地判の場合、実質的にみても、被告人の所在に関する間接事実の立証に従事したとは言い難い。先ず、被告人が犯行時刻前後の時間帯に携帯電話の電源を切っていたこと等の事実は、犯行時刻前後における被告人の所在に関する情報を含んでいない。また、被告人使用の車と同種・同色の車が犯行推定時刻を含む時間帯に本件マンション付近で止まっていたという事実は、平一七大阪地判による認定を前提としても、本件マンションの踊り場の灰皿（以下、本件灰皿という）内の吸い殻七二本中の一本に付着していた唾液中の細胞のDNA型が被告人の血液のDNA型と一致しているという事実等と総合されることよって、被告人が事件当日に、犯行現場である居室が入っている本件マンションの敷地内に立ち入ったという、第一次間接事実より下位の間接事実の認定に止まっていることは、既に確認した通りである。

(3) 以上の平一七大阪地判の検討を踏まえ、改めて「相互補完的な関係にある事実」を昭四五最二小判（及び昭四八最一小判）の射程外とする解釈の具体的意義を考えると、それは、第一次間接事実の立証を飛ばして、これより下位の間接事実の総合を以て、被告人と犯行との結び付きを推認することを合理化するものであるといえよう。

しかし、かかる解釈は、最高裁判例の真意を言い当てたものであろうか。このことを見極めるため、平一七大阪地判を原判決とともに破棄した平二二最三小判の意義について、次に検討する。

3 平二二最三小判

(1) 平二二最三小判については、次の説示（以下、平二二説示という）が注目されている。¹⁴

刑事裁判における有罪の認定に当たっては、合理的な疑いを差し挟む余地のない程度の立証が必要であるところ、情況証拠によって事実認定をすべき場合であっても、直接証拠によって事実認定をする場合と比べて立証の程度に差があるわけではないが（最高裁判平成一九年（あ）第三九八号同年一〇月一六日第一小法廷決定・刑集六一巻七号六七七頁参照）、直接証拠がないのであるから、情況証拠によって認められる間接事実中に、被告人が犯人でないとしたならば合理的に説明することができない（あるいは、少なくとも説明が極めて困難である）事実関係が含まれていることを要するものというべきである。

この説示の前半部分については、平一九最一小決を引用して、直接証拠の有無に拘わらず、主要事実は「合理的な疑いを差し挟む余地のない程度の立証」を要する旨を確認するものであることは明らかであるのに対し、「直接証拠がないのであるから」という件で始まる後半部分については、その解釈に争いがある。その主要な対抗軸の一つで、かつ、本稿の問題関心とも関わるのは、㉞多数の間接事実を総合評価した結果として「被告人が犯人でないとしたならば合理的に説明することができない（あるいは、少なくとも説明が極めて困難である）事実関係」が必要とされるのであって、総合評価に参加する各間接事実の、単体としての推認力の程度は問われない——故に、自然的関連性があることは前提として、如何に推認力の弱い間接事実であっても総合評価への参加は制限されない——と解するか、それとも、㉟むしろ単体としての（各）間接事実の推認力の程度が問われていると解するか、というものである。

平二二最三小判に付された堀籠幸男裁判官の反対意見は、㊲の解釈を前提として、平二二説示・後半部分は「まさしく被告人が犯人であることが合理的疑いを容れない程度に立証された場合と同義になる」から、「このような概念をあげて定立することの必要性はない」と批判する。平二二最三小判についての調査官解説も、平二二説示・後半部分は「多数の事実を総合判断した評価としてそうなることを求めているものと理解される」から、「事実認定判断の際の視点

の置き方について注意を喚起しようとしたものではないか」と指摘する¹⁵。要するに㉞は、平二二説示・後半部分（実質的）不要論であり、典型的には平一七大阪地判による事実認定の手法に現れていたように、従来の刑事裁判実務における有力な流れと符合する。もつとも昭四五最二小判及び昭四八最一小判の意義が、先に確認した通り、情況証拠しかない事案においては、合理的疑いを容れない程に証明された第一次間接事実でなければ、主要事実を認定するための総合評価に参加できないというものであるならば、「合理的疑いを容れない程に証明された第一次間接事実」とは、単体の間接事実として相当強度の推認力を備えているはずのものであり、少なくとも㉞のように推認力の程度は問われないという訳にはゆかないはずである。そうすると、㉞に対しては昭四五最二小判及び昭四八最一小判の意義との整合性が問題になる。もつともこれに対しては、平二二最三小判は「相互補完的な関係にある事実」に関するものであるから、かかる事実を射程外とする従来の最高裁判例と矛盾しないとの反論も予想される。

これに対し㉞の解釈を採るものとして、平二二説示・後半部分は「積極証拠（間接事実）の中には推認力が相当程度高いものが含まれていなければならないことを要求したもの」とする中川孝博の見解¹⁶、また「少なくとも、単独で主要事実（U）を推認するに足る間接事実（P）、いわば犯人性推認の『決め手』の存在が必要であることを示したもの」、「殺人の実行行為に関する第一次間接事実（Px）の存在を要求しているのではないか」とする村岡啓一の見解が挙げられる。これらの見解が指摘するように、平二二最三小判が、単体としての（各）間接事実の推認力の程度を問うものであるとすれば、そのこと自体、なるほど画期的であろう。

もつとも中川の見解については、中川自身も認めているように、平二二最三小判が、「推認力が相当程度高いもの」とは具体的あてはめに於いて如何なる間接事実をいうか、その基準なり類型なりを提示していないとすれば、形骸化の危険がある。また中川の「積極証拠（間接事実）の中には推認力が相当程度高いものが含まれていなければならない」（傍線は引用者付加）という記述は、複数の間接事実の一部に「推認力が相当程度高い」事実が要求される旨の理解の

ようにみえる。しかし平二二説示・後半部分は「情況証拠によって認められる間接事実中に……事実関係が含まれていることを要する」（傍線は引用者付加）というものであるから、むしろ各間接事実の内容として要求しているもので、故に複数の間接事実があればその全てに対する要求であると解することができる。

他方で村岡の見解は、中川の見解より具体的であるようにもみえる。この見解は、平一七大阪地判が認定した前記①の事実、すなわち被告人が事件当日に、犯行現場である居室が入っている本件マンションの敷地内に立ち入ったというまさしく平一七大阪地判がそうであったように、ともすれば推認力が強いと評価してしまいがちな事実について、平二二最三小判が、その推認力の限度をむしろ厳しく評価している点に着目して導かれたものである。

村岡のいう「単独で主要事実（U）を推認するに足る間接事実（P）」が、主要事実は常に一個の間接事実から推認されなければならない、複数の間接事実からの推認、すなわち主要事実を認定するための総合評価を否定することを意味するものであるとすれば、まさにドラスティックである。しかしかかる意味を、もっぱら①の事実に対する平二二最三小判の評価から直ちに導き出さうるか、疑問がある。

(2) このことも関係するが、単体としての（各）間接事実の推認力の程度が問われるとする④の解釈を、論理必然的に総合評価の否定に直結すると捉え、またその裏返しとして、総合評価を肯定するのであれば②の解釈を採らざるを得ないとする図式化¹⁹は、あまりに単純であり、とりわけ④の本質を正しく捉えるものではない。すなわち、なるほど④の解釈の中には、（もしかすると村岡の見解がそうであるように）もっぱら一個の間接事実だけで主要事実の認定ができる程の推認力を要求するバリエーションも論理的にはありうるものの、決してそれに尽きる訳ではない。

この点について具体的になるのが、平二二最三小判に付された近藤裁判官の補足意見である。すなわち同意見は、①の事実止まらず、被告人が犯行現場である居室に入ったという事実が認定されたとしても、これによって被告人が被害者を殺害した上で放火したという主要事実を認定することも「たやすいことではない」として、「よほどの

具体的な根拠（動機）が必要であろう」と指摘している。つまり、単体の間接事実^④に相当強度の推認力を要求すると同時に、主要事実を認定するための総合評価を前提としていることが注目される。

(3) このような問題意識の下、改めて平二二最三小判を検討してみるならば、同判決は、本稿のⅠにおいて確認した従来の最高裁判例である昭四五最二小判と昭四八最一小判の意義について、例外がないことを明らかにしたものであると解される。すなわち、情況証拠しかない事案において、間接事実が、主要事実を認定するための総合評価に参加させることができない程、推認力が弱いとの評価を免れるためには、少なくとも、その総合評価に参加する前に、第一次間接事実として合理的疑いを容れない程に証明されなければならないのであり、かかる要求の適用外となるような「相互補完的な関係にある事実」なるものはないということである。

すなわちこれは④の解釈の一種であるが、中川の見解のように、中には、推認力が相当程度高いものが必要だという理解ではなく、第一次間接事実でなければならないという意味で、全ての事実^④に相当強度の推認力を要するという理解である。またこれは総合評価を否定するものでもない。このような解釈を採る理由は、以下の通りである。

(4) 平二二最三小判は、平二二説示・後半部分に続けて、「本件において認定された間接事実^④は、以下のとおり、この点を満たすものとは認められ（ない）」として、平二二説示・後半部分と関係する、二つの具体的な問題を挙げている。すなわち、①本件灰皿内のたばこの吸い殻に付着していた唾液中の細胞のDNA型が被告人の血液のそれと一致したという間接事実について、その吸い殻が事件当日以前に捨てられた可能性（被告人は、第一審から、被害者が事件当日以前に携帯灰皿を介して捨てた可能性を主張してきた）を否定するのは不合理であり、そうすると、この事実を他の事実（被告人使用の車と同種・同色の車が犯行推定時刻を含む時間帯に本件マンション付近で止まっていたという事実等）と総合するか否かに拘わらず（前記②（一）イ以下の事実の評価いかんにかかわらず）、この事実から被告人が事件当日に本件マンションの敷地内に立ち入ったという間接事実を認定することはできないという問題、また②仮に被

告人が事件当日に本件マンションの敷地内に立ち入ったという事実が認定できるとしても、平一七大阪地判が掲げる間接事実のみで被告人を有罪と認定することは著しく困難であるという問題である。

これらは、大まかにいえば、いずれも平一七大阪地判が認定した間接事実の推認力の弱さを批判するものであるが、より詳細にいえば、先ず③は、当該間接事実（DNA型的一致 \parallel たばこの吸い殻は被告人のものである）は、要証事実（被告人は事件当日に本件マンションの敷地内に立ち入った）を直接推認させるレベルの事実であるとしても、なお要証事実を立証しうる程の強い推認力はないという問題である。言い換えると④は、当該間接事実と要証事実との間に立証の飛ばされた間接事実が介在するという問題ではないため、当該間接事実の推認力を直に評価せざるを得ず、またそうであるからこそ、当該間接事実是要証事実とは異なる事実（たばこの吸い殻が事件当日以前に捨てられた）を推認させる可能性があるという無罪仮説も表面化せざるを得ない。これに対して⑤は、当該間接事実（被告人は事件当日に本件マンションの敷地内に立ち入った等）はそもそも要証事実（被告人と犯行との結び付き）を直接推認させる間接事実ではないという問題、すなわち当該間接事実と要証事実の間に介在する間接事実の立証が飛ばされており、その意味において当該間接事実の推認力は弱いという問題である。

(5) 右の③④のうち、本稿の問題関心からは⑤が重要である。これに関する平二二最三小判の説示は、以下の通りである。

仮に、被告人が本件事件当日に本件マンションに赴いた事実が認められたとしても、認定されている他の間接事実を加えることによって、被告人が犯人でないとしたならば合理的に説明できない（あるいは、少なくとも説明が極めて困難である）事実関係が存在するとまでいえるかどうかにも疑問がある。

此処にいう「被告人が本件事件当日に本件マンションに赴いた事実」というのは、平一七大阪地判が認定した、①被告人が事件当日に、本件マンションの敷地内に立ち入ったという事実のことである。その上で、この説示は、一見すると、①の事実のように推認力に限度がある間接事実——少なくとも第一次間接事実より下位の間接事実であるという意味で、推認力が弱い間接事実——であつても、主要事実を認定するための総合評価に参加させ得ること、そしてその総合評価の結果として「被告人が犯人でないとしたならば合理的に説明できない（あるいは、少なくとも説明が極めて困難である）事実関係が存在するとまでいえる」場合があり得ることについては否定しておらず、本件についても総合評価は行った上で、しかし右の「事実関係」が存在するとまでいえないとしたものであるようにみえるかもしれない。これは、要するに、総合評価に参加する各間接事実の、単体としての推認力の程度は問われないという⑦の解釈である。

しかし本稿は、この説示について、推認力が弱い間接事実——少なくとも、第一次間接事実より下位の間接事実がこれに該当する——を総合したとしても右の「事実関係」はおよそ認め難いことを前提に、主要事実を認定するための総合評価に参加する各間接事実に対して、相当強度の推認力——少なくとも、第一次間接事実であること——を要求するものと解する。これは、要するに、単体としての各間接事実の推認力の程度が問われているという④の解釈の一種である。従つてこの説示の趣旨は、「証明力が薄いかまたは十分でない情況証拠を量的に積み重ねるだけであつて、それによつてその証明力が質的に増大するものではない」とする昭四八最一小判の説示のそれに等しい。このように本説示の意義を捉える理由は、次の通りである。

第一に、平二二最三小判は、右の説示に引き続き、平一七大阪地判が認定した前記②の事実、すなわち被告人が被害者に対して怒りを爆発させてもおかしくはない状況があつたという事実について、次のように評価する。

例えば、Cを殺害する動機については、Cに対して怒りを爆発させてもおかしくない状況があつたというにすぎない

いものであり、これは殺人の犯行動機として積極的に用いることのできるようなものではない。

つまりこれは、他の間接事実との総合を経ることなく、「殺人の犯行動機（という第一次間接事実）として積極的に用いることのできるようなものではない」（丸括弧内は引用者付加）として、②の事実を一蹴するものである。

第二に、平二最三小判は、右の説示に引き続き、平一七大阪地判が認定した前記③の事実のうち、被告人が事件当日に携帯電話の電源を切っていたという事実について、次のように評価する。

他方で本件殺害行為が突発的な犯行であるとされていることに照らせば、それがなぜ被告人の犯行を推認することのできる事情となるのか十分納得できる説明がされているとはいえない。

これは、そもそも自然的関連性の存在に対する疑問のようにもみえる。ともあれ、③の事実も他の間接事実との総合を経ることなく、一蹴されているのは確かである。

第三に、藤田宙靖、田端、近藤各裁判官の補足意見は、平一七大阪地判が認定した前記①の事実、すなわち被告人が事件当日に、本件マンションの敷地内に立ち入ったという事実について、その推認力（証明力）が未だ強力であるとまでいえないこと（藤田）、あるいは、①の事実が、被告人が犯行現場である居室を訪れたという事実、被告人がその室内に入ったという事実、ひいては被告人が本件各犯行を実行したという（主要）事実を推認させるといえるのは、「その推認の過程において論理の飛躍」ないし「疑問」があること（田端、近藤）を理由に、他の事実との総合を経ることなく、やはり一蹴している。

第四に、藤田、近藤各裁判官の補足意見は、平一七大阪地判が認定した前記④の事実、すなわち被告人が事件当日の

行動について合理的な説明ができていないという事実について、被告人が犯人である「可能性を否定し得ないというだけのことではない」（藤田）、あるいは、前記①の事実等と共に「被告人が犯人であるとの仮定とよく整合する」ものの、被告人と犯行との結び付きが証明されているというためには、①の事実より上位の間接事実が順次推認（証明）されなければならない（近藤）として、やはり他の事実との総合を経ることなく一蹴している。

第五に、総合評価に参加する各間接事実の、単体としての推認力の程度は問われないという⑦の解釈は、右に第一から第四として挙げた、平一七大阪地判によるそれとは全く対照的な、平二二最三小判による間接事実に対する具体的取扱いと矛盾することに加え、中川が指摘するように、平二二説示・後半部分の文理と整合しない点や「事実関係」という多義的な言葉を拠り所とする点でも問題がある²⁰⁾。

(6) 本稿が右に指摘した平二二最三小判の意義は、あくまで間接事実の立証の程度、レベル、そして総合評価に関するそれであるという意味で平二二最三小判の意義を網羅するものではないものの、正しく理解される必要がある。例えば、(4)で取り上げた、②の問題（本件灰皿内の吸い殻に関するDNA型の一致を以て、被告人が事件当日に本件マンションの敷地内に立ち入ったという間接事実を認定できないという問題）との関係で指摘されたように、なるほど無罪仮説（②の問題においては、その吸い殻が事件当日以前に捨てられた可能性）の検証の必要性もまた、平二二最三小判の意義として確認することができるかもしれない²¹⁾。その上で、しかし平二二最三小判は無罪仮説の検証の必要性をおしなべて論じている訳ではないということもまた確認されなければならない。

否、踏み込んでいえば、同判決が、無罪仮説に依拠せずに、端的に当該間接事実の推認力の弱さについて、その事実のレベルに言及するなどして論証していることが、むしろより重要であり、正しく理解されなければならない。これは、法廷意見・補足意見と那須弘平裁判官の意見との関係を見極める意味でも重要である。すなわち那須意見が、前記①から④等の間接事実の総合評価を容易く認めた上で、「なぜ被告人が事実に対して立入りを否定し続けたのかについての

説得力を持った特別な理由」という無罪仮説を提示するよう被告人に要求するのに対し、法廷意見・補足意見がこれと袂を分かつことになつたのは、間接事実の立証を飛ばすという推認の飛躍によってかろうじて形作られた有罪判決については、無罪仮説云々以前に、まさしく推認の飛躍という、それ自体として許容できない事実認定の手法こそ問題にしなければならぬことを見抜いたからである。これに対して、もっぱら無罪仮説の検証の必要性というだけでは、那須意見と同様、間接事実の推認力を直に評価せざるを得なくなり、現実的には水掛け論に陥る危険があるばかりか、そもそも那須意見のような無罪仮説の要求に対抗する論理は出てこないことに注意すべきである。

補論 平一九最一小決と平二一最三小判の射程

以上検討してきた、昭四五最二小判、昭四八最一小判、そして平二二最三小判は、本稿の問題関心である、間接事実の立証の程度、レベル、そして総合評価に関する問題と密接に関連する判例である。

他方、平一九最一小決と平二一最三小判は、かかる問題とは異なるそれに焦点を当てているようにみえる。すなわち先ず平一九最一小決は、有罪認定に必要とされる「合理的な疑いを差し挟む余地のない程度の立証」の意義は、「直接証拠によって事実認定をすべき場合と、情況証拠によって事実認定をすべき場合とで、何ら異なるところはない」として、情況証拠しかない場合における主要事実の立証の程度について論及するものである。

また平二一最三小判は、被告人と犯行との結び付きを推認させる間接事実を具体的に挙げていること——「①上記カレーに混入されたものと組成上の特徴を同じくする亜硫酸が、被告人の自宅等から発見されていること、②被告人の頭髮からも高濃度の砒素が検出されており、その附着状況から被告人が亜硫酸等を取り扱っていたと推認できること、③上記夏祭り当日、被告人のみが上記カレーの入った鍋に亜硫酸をひそかに混入する機会を有しており、その際、被告人

が調理済みのカレーの入った鍋のふたを開けるなどの不審な挙動をしていたことも目撃されていること」と、「カレー毒物混入事件の犯行動機が解明されていないことは、被告人が同事件の犯人であるとの認定を左右するものではない」との説示が特徴的である。此処で具体的に挙げられた三つの間接事実は、少なくともその記述の限りにおいて第一次間接事実に値するから、その点では昭四五最二小判、昭四八最一小判、そして平二二最三小判との矛盾はない。

むしろ平一九最一小決と平二二最三小判に共通する問題は、第一に、間接事実のレベルを指標とする推認の規制——間接事実と要証事実との間に介入する間接事実の立証を飛ばすという意味での推認の飛躍を規制すること——を尽くしても、なお残る間接事実（群）の推認力についての評価である。すなわち、情況証拠しかない事案において、どのような間接事実が、どれだけ集積すれば、要証事実——主要事実、もしくは当該間接事実より一つ上位の間接事実——が合理的疑いを容れない程に立証されたといえるのか、という問題である。その裏返しは、平二二最三小判で問われた、間接事実（動機）の未解明がもたらす消極的推認力についての評価という問題であろう。また第二に、間接証拠たる供述証拠（目撃供述、鑑定等）の信用性についての評価のあり方も大きな問題である。いずれも、重要であると同時に難易度の高い課題であり、本稿とは別途の考察を要する。

結びに代えて

本稿は、昭四五最二小判、昭四八最一小判、そして平二二最三小判という一連の最高裁判例を貫く情況証拠論、すなわち、間接事実（自白の信用性を裏付ける補助事実も同様）は自らが総合評価に参加する前に合理的疑いを容れない程に証明されなければならず、とりわけ情況証拠しかない事案においては、第一次間接事実として証明されなければ主要事実を認定するための総合評価に参加することはできないという理論を明らかにしてきた。

もつとも、これら最高裁判例の意義については、間接事実の立証の程度について明言した昭四五最二小判を除いて、むしろ間接事実（群）それ自体の推認力評価のあり方に関するものとして理解されるのが一般的である。本稿も、そのような意義があることについて、否定するものではない。この点、平二二最三小判については、本稿のII 3(4)ならびに(6)において論じたところである。また昭四八最一小判については、「反対事実の存在の可能性を許さないほどの確実性を志向したうえで『犯罪の証明は十分』であるという確信的な判断に基づくものでなければならぬ」との説示が、推認力評価のあり方に関するものとして指摘されてきた。²²⁾

その上で、このような間接事実の推認力を直に評価するという作業や、その過程において無罪仮説の合理的可能性を検証するという作業は、なるほど重要ではあるものの、しかし推認力の強弱ないし仮説の合理・非合理という評価それ自体を客観的・論理的なそれにするのは、注意則研究の成果を踏まえてもなお十分ではなく、具体的あてはめにおいては形骸化される危険も孕んでいるのが現実である。これに対し、間接事実が合理的疑いを容れない程に証明されているか否か、また間接事実のレベル如何をチェックする作業は、当該間接事実の推認力を直に明らかにするものではないという意味では相対的であり、いわば外堀を埋める手法であるものの、しかし客観性・論理性という点ではより優れている、かつ、被告人にとつても負担の大きい無罪仮説の問題に入ることなく、間接事実の推認力の弱さを衝くことができ、場合が確かにある。すなわち本稿のように最高裁判例を読み解くことは、判例の内容を正しく理解するという評釈本来の意義に加え、実践的な意義もあることを確認しておきたい。

〔附記〕本稿は、二〇〇八―二〇一一年度文部科学省科学研究費補助金（若手（B））「刑事手続における要証事実の実証的・理論的研究」による研究成果の一部である。

- (1) 豊崎七絵「間接事実の証明と総合評価——情況証拠による刑事事実認定論(1)」法政研究七六巻四号(二〇一〇年)六六七頁以下。
- (2) 豊崎七絵「間接事実の証明・レベルと推認の規制——情況証拠による刑事事実認定論(2)」『村井敏邦先生古稀記念論文集 人権の刑事法学』(日本評論社、二〇一二年)六九七頁以下。
- (3) 木谷明「犯人の特定」小林充・香城敏磨編『刑事事実認定(下)——裁判例の総合的研究——』(判例タイムズ社、一九九二年)一〇〇頁。
- (4) 「中間命題となるべき事実」の例として、長坂町放火事件(甲府放火事件)に係る最一小判二九七三(昭和四八)年二月一日三判時七二五号一〇四頁の原判決が指摘した事実(本件放火の犯人は被告人方内部の者である/出火当時、被告人方にいた他の者については犯行の嫌疑がない/被告人には放火の動機がある)が挙げられている。これらの事実が第一次間接事実であることは、本稿のI2(2)で指摘する通りである。
- (5) 木谷明「判批」ジュリスト一三五四号(二〇〇八年)二二三頁。
- (6) 豊崎・前掲注(1)六七五―六七七、六七九―六八一頁、豊崎・前掲注(2)七〇二―七〇四、七〇八―七一三頁参照。
- (7) 木谷・前掲注(3)五〇頁。
- (8) 木谷・前掲注(3)四九頁、司法研修所編『情況証拠の観点から見た事実認定』(法曹会、一九九四年)一五五頁。
- (9) 木谷・前掲注(3)四頁、司法研修所編・前掲注(8)一八一―一九頁、川崎英明「情況証拠による事実認定」光藤景皎編『事実誤認と救済』(成文堂、一九九七年)五五頁。
- (10) 植村立郎『実践的刑事事実認定と情況証拠 再訂版』(立花書房、二〇〇八年)一〇〇―一〇一頁、小林充・植村立郎編『刑事事実認定重要判決50選 下(補訂版)』(立花書房、二〇〇七年)三七七頁(福崎伸一郎、石井一正『刑事事実認定入門(第2版)』(判例タイムズ社、二〇一〇年)一一七頁参照)。
- (11) 司法研修所編・前掲注(8)一三頁。
- (12) 植村・前掲(10)二〇一頁も、「相互補完的な関係にある事実」に関する裁判例として平一七大阪地判を挙げている。
- (13) 詳細については、豊崎・前掲注(2)七〇九―七一頁参照。
- (14) 平二二説示の意義を検討するものとして、五十嵐二葉「事実認定とは何かを改めて考える——最三判平二二・四・二七と鹿兒島地判平二二・二二・一〇を題材に」法律時報八三巻九・一〇号(二〇一一年)七六頁以下、石塚章夫他「座談会 最高裁による事実認定の適正化の『第二の波』」季刊刑事弁護六五号(二〇一一年)七五頁以下、片山真人「判批」研修七四五号(二〇一〇年)二頁以下、鹿野伸二「判解」ジュリスト一四二六号(二〇一一年)一七四頁以下、川上拓一「情況証拠による事実認定——最高裁